

ご契約のてびき(契約概要および注意喚起情報)

(2017年6月版)

新せいめい共済

終身生命共済・個人長期生命共済

新総合医療共済

個人長期生命共済

事業規約と商品名称

終身生命共済

▶ 終身生命プラン

個人長期生命共済

▶ 定期生命プラン

セット専用プラン

・総合タイプ・三大疾病プラスタイプ

・女性疾病プラスタイプ

- この「ご契約のてびき」(契約概要および注意喚起情報)は、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。
- 必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ご加入後に「ご契約のしおり」をお届けするまでお手元にお持ちください。
- 「契約概要および注意喚起情報」はご契約内容のすべてを記載したものではありません。
- 内容にご不明の点がありましたら、全労済までお問い合わせください。
- なお、ご加入後にご契約内容となる重要な事項(「契約規定」)を掲載した「ご契約のしおり」をお送りいたしますので、必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。

《契約概要》

《契約概要》は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

① ご加入にあたって

出資金を払い込み、各都道府県生協の組合員となった方が契約者になることができます。
ご加入の際は申込書に記載されている質問表への回答が必要です。質問表に該当する場合または全労済が申込内容の確認の結果、加入できない場合があります。

② 被共済者(加入者)になることができる方

被共済者(以下、加入者といいます)になることができる方は、次の条件を満たす方です
(質問表の健康状態その他の告知内容等によって、お申し込みをお引き受けできないと全労済が判断した方はご加入いただけません)。

(1) 契約者との続柄が次の範囲内である方

- ① 契約者ご本人
- ② 契約者の配偶者(内縁関係にある人を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある人に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです)
- ③ 契約者と生計を一にする、契約者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)
- ④ 契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)

(2) 加入申込書および「質問表」へのご回答を全労済が審査し、加入を妥当と判断した方
「質問表」へのご回答は、契約に際して、加入される方ご自身の健康状態などについて、ありのままご回答していただくものです。ご回答の内容は加入をお引き受けする際に審査の基礎となる非常に重要なものです。ご不明な点は必ずお問い合わせのうえ、正確にご回答ください。

<健康診断書提出のお願い>

次の場合には、「質問表」へのご回答のほかに健康診断書を提出していただくことがあります。

■終身生命プラン

①満66歳以上の方 ②満61歳以上満66歳未満の方で病気等死亡・重度障害共済金の金額が300万円を超えるとき ③満15歳以上満61歳未満の方で病気等死亡・重度障害共済金の金額が1,500万円を超えるとき ※過去2年以内に終身生命プランに加入されたことがある場合には、その額を上記の金額に含めて健康診断書の提出をお願いします。

■定期生命プラン

①満66歳以上の方 ②満61歳以上満66歳未満の方で病気等死亡・重度障害共済金の金額が300万円を超えるとき ③満15歳以上満61歳未満の方で病気等死亡・重度障害共済金の金額が1,500万円を超えるとき ※過去2年以内に定期生命プランまたはこくみん共済定期生命300に加入されたり、共済金額を増額されたことがある場合には、その額を上記の金額に含めて健康診断書の提出をお願いします。

■セット専用プラン

過去2年以内に定期医療プラン、定期介護プラン、終身医療プラン、こくみん共済終身医療総合5000、定期医療総合5000に加入されたことや共済金額を増額されたことがあり、かつ、その入院日額(増額の場合には増額分)とセット専用プランの入院日額を通算して10,000円を超えるとき

[ご提出いただく健康診断書の種類]

次のいずれかのコピーを提出してください。

①勤務先の定期健康診断書 ②基本・特定健康診査結果表

③人間ドック成績表

※このほか、共済金額を制限する職業または重度障がい状態の方は健康診断書を提出していただくことがあります。

※これらの健康診断書等は告知日(申込日)から1年以内に受診されたときのものとなります。なお、加入申込書を提出される際に、告知日(申込日)から1年以内に受診されたときの健康診断書等がお手元にない場合には、全労済にお問い合わせください。

(3) 年齢について

契約のプラン・タイプによって異なります。

①終身生命プラン

満0歳～満70歳(満66歳～満70歳は、一時払のみ加入可能)

②定期生命プラン

満0歳～満70歳

③セット専用プラン

総合タイプ

満0歳～満70歳(満66歳～満70歳は、一時払のみ加入可能)

三大疾病プラスタイプ

満15歳～満65歳

女性疾病プラスタイプ

満15歳～満65歳

③ 共済商品のしくみ

終身生命プラン

「終身生命プラン」は一生涯続く遺族保障です。

病気等や不慮の事故等による万一のときに、残されたご家族のことを考えたゆとりの保障額をご用意。

「定期生命プラン」と組み合わせて保障をさらに手厚くしたり、ボーナスをつけて将来の生活設計にご活用することもできます。

[特徴]

余命6ヶ月と判断されたときは
生前保障としても活用できます。
(リビングニーズ特則)

更新による
掛け金のアップはありません
(掛け金の払い込みは一定期間で満了)。

不慮の事故により所定の障がいが残ったときは、その状態が続く限り、
以後の掛け金はいただきません(保障はそのまま継続)。

※発効日以後に発病した病気等または不慮の事故等により、全労済の支払事由を満たしたときに共済金をお支払いします。

なお、ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または疾病を原因として支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。

※終身生命プランの病気等死亡共済金の最低加入額は200万円です。

定期生命プラン

「定期生命プラン」は、定期的に見直しができる遺族保障です。病気等や不慮の事故等による万一のとき、残されたご家族のことを考えて大型の保障額もご用意。「終身生命プラン」と組み合わせて保障をさらに手厚くしたり、満期金をつけて将来の生活設計にご活用することもできます。

【特徴】

余命6ヵ月と判断されたときは 生前保障としても活用できます。 (リビングニーズ特別)	ライフプランに合わせて 楽しみな満期金を選べます。
更新することにより、 最高満80歳まで保障が 継続できます。	病気等による死亡の保障は 最高3,000万円まで加入できます。

※契約期間は5年または10年のいずれかを選択いただけます。また、満55歳以上の方は契約期間を満80歳の契約満了日までとする長期契約をおすすめしています。

※発効日以後に発病した病気等または不慮の事故等により、全労済の支払事由を満たしたときに共済金をお支払いします。

なお、ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または疾病を原因として支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。

セット専用プラン

「セット専用プラン」は定期的に見直しができる、一定期間の医療保障です(ただし、「セット専用プラン」は終身生命プランと組み合わせてご加入いただく保障です)。

【特徴】

5日以上連続して入院したとき1日目から保障します。
更新することにより、最高満80歳まで保障が継続できます。
1回の入院で最高180日(通算1,000日)まで保障します。

総合タイプ	病気やけがによる入院・手術から通院や先進医療まで、幅広くカバーする総合保障です。
三大疾病 プラスタイプ	入院・手術から通院までを幅広くカバーする(総合タイプ)に、がん・急性心筋梗塞・脳卒中の三大疾病の保障を厚くしたタイプです。
女性疾病 プラスタイプ	入院・手術から通院までを幅広くカバーする(総合タイプ)に、乳がんや子宮筋腫、卵巣のう腫など女性特有の病気やがんの保障を厚くしたタイプです。

※三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。

また、がんとは悪性新生物および上皮内新生物等(①上皮内新生物 ②皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん)をいいます。

※女性疾病とは、子宮筋腫、卵巣のう腫、乳腺症、甲状腺炎等をいいます。

※発効日以後に発病した病気または不慮の事故により、全労済の支払事由を満たしたときに共済金をお支払いします。

なお、ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または疾病を原因として支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。

※入院日額5,000円型のみとなります。

④ 共済期間(契約期間)と掛金払込期間について

●共済期間(契約期間)

(1) 定期生命プラン

共済期間(契約期間)は5年または10年で、満80歳の契約満了日まで。満55歳以上の方が加入あるいは更新される場合は、11年～25年の共済期間(契約期間)(満80歳契約満了を限度)とすることもできます。

(2) 終身生命プラン

基本契約の共済期間(契約期間)は終身です。

また、各特約の共済期間(契約期間)は次のとおりです。

[災害特約、災害死亡特約]

加入者の年齢が満80歳となった日の直後に到来する発効日の年応当日の前日まで

[長寿共済金特約]

加入者の年齢が満90歳となった日の直後に到来する発効日の年応当日まで

(3) セット専用プラン

共済期間(契約期間)は10年で、満80歳の契約満了日まで。

ただし、終身生命プランの掛金払込満了年齢に合わせる場合など、10年以外の年数とすることがあります。

●掛金払込期間

(1) 定期生命プラン

共済期間(契約期間)と同じです。

(2) 終身生命プラン

①基本契約(および長寿共済金特約)の掛金は、5年から40年までの範囲で、かつ70歳までに払い込みを終えていただきます。

掛金払込期間を加入者の年齢で指定していただく場合(年齢満了契約)

払込満了年齢	満50歳	満55歳	満56歳	～ (1歳刻み) ～	満64歳	満65歳	満70歳
加入年齢	満10歳 ～満45歳	満15歳 ～満50歳	満16歳 ～満51歳		満24歳 ～満59歳	満25歳 ～満60歳	満30歳 ～満65歳

掛金払込期間を年数で指定していただく場合(期間満了契約)

掛け金払込期間	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年
加入年齢	満0歳 ～満65歳	満0歳 ～満60歳	満0歳 ～満55歳	満0歳 ～満50歳	満0歳 ～満45歳	満0歳 ～満40歳	満0歳 ～満35歳	満0歳 ～満30歳

②災害特約、災害死亡特約の掛け金払い込みについて

上記の掛け金払込期間中は、基本契約の掛け金と同時に払い込んでいただきます。払込満了から満80歳までの共済期間(契約期間)の掛け金は、払込満了時に別途一括して払い込んでいただきます(全労済所定の利率で割り引きます)。

(3) セット専用プラン

共済期間(契約期間)と同じです。

⑤ 一部の職業の方について(加入限度について)

(1) 保障開始日において、次の職業に従事している方は、契約のお引き受けをできません。

- ① 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師その他これらに類する職業
- ② テストパイロット、テストドライバーその他これらに類する職業

(2) 加入者の職業が下表にあてはまる場合には、共済金額を制限させていただくことがあります。P2「⑥プラン・タイプごとの加入限度について」をご参照ください。

区分	共済金額を制限する職業・職種名
A	・競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 ・潜水、潜函、サルベージ、その他これらに類する職業 ・坑内、隧道内作業に従事される方 ・近海または遠洋漁業の船舶乗組員 ・1,000トン未満の船舶乗組員
B	・警察官、海上保安官、その他これらに類する職業 ・自衛官(防衛大学校生を含みます)
C	・ハイヤー、タクシー運転手

⑥ プラン・タイプごとの加入限度について

【新せいめい共済 定期生命プラン】

加入年齢	死亡共済金額※1 (基本契約)	災害特約※2 災害死亡特約	満期金※3
満0歳～満14歳	500万円	500万円	
満15歳～満60歳	3,000万円	3,000万円※2	死亡共済金額と同額 以内で500万円まで
満61歳～満70歳	500万円	500万円	

※1 こくみん共済定期生命300およびキッズ満期金付プランの死亡共済金額を含みます。

※2 災害特約の共済金額は1,500万円までです。1,500万円を超える部分は災害死亡特約が付帯されます。

また、災害特約は、次の①～⑥をすべて合計して加入者1人につき2,000万円を限度とします。

- ①終身共済マインド(2006年4月30日以前にご加入)の災害特約共済金額
- ②終身生命プラン(2006年5月1日以後にご加入)の災害特約共済金額
- ③せいめい共済(2006年4月30日以前にご加入)の災害特約共済金額
- ④定期生命プラン(2006年5月1日以後にご加入)の災害特約共済金額
- ⑤定期生命300(こくみん共済)の災害特約共済金額
- ⑥キッズ満期金付プラン(こくみん共済)の災害特約共済金額

※3 満期金の限度は、せいめい共済(2006年4月30日以前にご加入)の満期金を含めて、加入者1人につき500万円です。

なお、共済金額を制限する職業に従事されている方、重度障がい状態の方は、死亡共済金額(基本契約)と災害特約、災害死亡特約の共済金額の限度は次のようになります。

<共済金額を制限する職業に従事されている方>

P2「⑤一部の職業の方について(加入限度について)」の区分に応じて次のとおりです。

区分	加入年齢	死亡共済金額 (基本契約)	災害特約、災害死亡特約
A	満0歳～満70歳	500万円	500万円
B	満0歳～満14歳	500万円	
	満15歳～満60歳	1,500万円	500万円
	満61歳～満70歳	500万円	
C	満0歳～満14歳	500万円	500万円
	満15歳～満60歳	1,500万円	1,500万円
	満61歳～満70歳	500万円	500万円

<重度障がい状態の方>

重度障がい状態の方は、年齢に応じて次のとおりです。

加入年齢	死亡共済金額 (基本契約)	災害特約、災害死亡特約
満0歳～満14歳	200万円	200万円
満15歳～満70歳	500万円	500万円

※重度障がいとは、両眼を失明された状態、両下肢の用を全廃された状態など、全労済所定の重度の身体障がいをいいます(以下同じです)。

※満期金について

共済金額を制限する職業に従事されている方、重度障がい状態の方とも、死亡共済金額と同額以内で500万円まで満期金を付帯することができます。

【新せいめい共済 終身生命プラン】

加入年齢	死亡共済金額 (基本契約)	災害特約 ^{※1} 災害死亡特約	長寿共済金
満0歳～満14歳	500万円	500万円	死亡共済金額の 5%以下で 60万円まで
満15歳～満60歳	2,000万円	2,000万円 ^{※1}	
満61歳～満70歳	500万円	500万円	

※1 災害特約の共済金額は500万円までです。500万円を超える部分は災害死亡特約が付帯されます。

また、災害特約は、次の①～⑥をすべて合計して加入者1人につき2,000万円を限度とします。

- ①終身共済マイド(2006年4月30日以前にご加入)の災害特約共済金額
- ②終身生命プラン(2006年5月1日以後にご加入)の災害特約共済金額
- ③せいめい共済(2006年4月30日以前にご加入)の災害特約共済金額
- ④定期生命プラン(2006年5月1日以後にご加入)の災害特約共済金額
- ⑤定期生命300(こくみん共済)の災害特約共済金額
- ⑥キッズ満期金付プラン(こくみん共済)の災害特約共済金額

【ご注意】

①CO・OP生命共済《あいあい》、《新あいあい》にご加入の場合は加入限度が通算され、新せいめい共済にご加入いただけないことがあります。

②全労済の終身生命共済事業規約では、死亡共済金額は加入者1人につき2,000万円までとなっています。そのため、終身医療プランと終身介護プラン(またはこくみん共済終身介護サポート)、終身生命プラン(または終身共済マイド)の死亡共済金額をすべて合計して2,000万円が限度となります。

③その他、全労済の契約にすでにご加入の方については、共済金額を制限させていただくことがあります。

<共済金額を制限する職業に従事されている方>

P2「⑤一部の職業の方について(加入限度について)」の区分に応じて次のとおりです。

区分	加入年齢	死亡共済金額 (基本契約)	災害特約、災害死亡特約
A	満0歳～満70歳	500万円	500万円
	満0歳～満14歳	500万円	500万円
B	満15歳～満60歳	2,000万円	
	満61歳～満70歳	500万円	
C	満0歳～満14歳	500万円	500万円
	満15歳～満60歳	2,000万円	2,000万円
	満61歳～満70歳	500万円	500万円

<重度障がい状態の方>

重度障がい状態の方は、年齢に応じて次のとおりです。

加入年齢	死亡共済金額 (基本契約)	災害特約、災害死亡特約
満0歳～満70歳	200万円	200万円

※重度障がいとは、両眼を失明された状態、両下肢の用を全廃された状態など、全労済所定の重度の身体障がいをいいます(以下同じです)。

【新総合医療共済 セット専用プラン】

①セット専用プランの入院共済金額は5,000円です。

②また、終身医療プラン、定期医療プランおよび定期介護プランと合わせて次のとおりです。

加入年齢	終身医療プラン (※1)	定期医療プラン 定期介護プラン (※2)	終身、定期通算 (※1・2)
満0歳～満14歳	加入できません		10,000円
満15歳～満60歳		10,000円	15,000円
満61歳～満70歳			10,000円
満71歳～満75歳	5,000円	加入できません	5,000円

※1 こくみん共済終身医療5000、終身医療3000、終身医療追加2000および終身医療総合5000などの入院共済金額を含みます。

※2 総合医療共済(2006年4月末までに発効した個人長期生命共済の契約)およびこくみん共済定期医療総合5000、セット専用プランの入院共済金額を含みます。

<共済金額を制限する職業A,B,Cにあってはまる場合および重度障がい状態の場合>

加入年齢	終身医療プラン (※1)	定期医療プラン 定期介護プラン (※2)	終身、定期通算 (※1・2)
満0歳～満14歳	加入できません		
満15歳～満60歳		5,000円	
満61歳～満70歳	5,000円		5,000円
満71歳～満75歳		加入できません	

※1 こくみん共済終身医療5000、終身医療3000、終身医療追加2000および終身医療総合5000などの入院共済金額を含みます。

※2 総合医療共済(2006年4月末までに発効した個人長期生命共済の契約)およびこくみん共済定期医療総合5000、セット専用プランの入院共済金額を含みます。

<三大疾病プラスタイプ、女性疾病プラスタイプについて>

三大疾病プラスタイプ

三大疾病入院共済金額は病気入院共済金額と同額です。

女性疾病プラスタイプ

女性疾病入院共済金額は病気入院共済金額の5割です。

⑦ 天災、戦争、その他非常の場合の共済金のお支払いについて
地震、津波、噴火、その他これらに類する天災のとき、および戦争その他非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることができます。

⑧ 掛金額

掛金額は、タイプや共済金の額、年齢等により異なります。詳しくは、ホームページでご確認いただか全労済までお問い合わせください。

⑨ 掛金の払込方法と払込場所について

掛金の払込方法は、月払い、半年払い、年払いまたは一時払いがございますが、プランによって異なります。詳しくは、全労済までお問い合わせください。

※口座振替扱をする場合には、全労済が指定する振替日までに掛金相当額を払い込んでください。指定口座から引き落としがされたときをもって、掛金の払い込みがあったものとします。

※同一の指定口座から2件以上の全労済の契約(自動車共済・年払火災共済・ねんきん共済等)の掛金を振り替える場合、合計金額を振り替えるものとし、一部の掛金のみを払い込むことはできません。

※掛金の延滞がある場合は、延滞分も合算して振り替えられます。口座の残高が不足しておりますと、すべての掛金が振替不能となり、契約が失効となる場合がありますので、注意してください。

⑩ 割り戻し金について

毎年5月末の決算で剰余が生じた場合、契約者に割り戻し金としてお戻しています。また、割り戻し金は、毎年決算の5月末時点で有効契約がある方にお戻します。この割り戻し金は利息をつけてえ置かせていただきます。

⑪ 共済金受取人について

(1) 共済金受取人は契約者です。

(2) (1)にかかわらず、加入者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、①から⑤の順位になります。②から⑤の中では、記載の順序になります。

①契約者の配偶者

②契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです)

③契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

④②にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

⑤③にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3) (2)において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。

(4) 契約者は、加入者の同意および全労済の承諾を得て、上記(2)の死亡共済金受取人の順位または順序をかえるとき、または上記(2)以外の契約者の親族に指定または変更するときなどに、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。

(5) (4)により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約が更新または更改されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。

(6) 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が全労済に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払後に共済金の請求を受けても、二重には共済金は支払いません。

(7) (4)により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たに死亡共済金受取人が指定されないときは、(1)または(2)に規定する順位および順序によります。

*終身共済マインドの死亡共済金受取人を指定される場合には、セット専用プランの死亡共済金(10万円)についても同一人が受取人となります。

⑫ 共済金のご請求について

支払事由が発生した場合は、ただちにその状況や程度について全労済へ連絡してください。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属団体を通じて全労済へ連絡してください。共済金請求書等必要な書類一式を送付しますので、共済金受取人の方は支払事由が発生してから遅滞なく共済金の請求を行ってください(必要書類が提出されない場合、共済金のお支払いができないことがあります)。※共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は、支払事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは全労済までお問い合わせください。

⑬ 契約の自動更新について(定期生命プラン、セット専用プラン)

(1)満期となる時点で特にお申し出がない場合は、満期を迎える契約と同じ共済金額(掛金一律型の満期金部分を除きます)で更新いたします。

①更新日は満期日の翌日です。

②掛金額は更新日における満年齢のものとなります。

(2)更新契約の掛金額・保障内容等は、更新日時点の契約規定にもとづきます。

(3)つぎの①から⑤までのいずれかに該当する場合は、契約の更新はできません。

- ①加入者が医学的な観点からみて不必要な治療を繰り返しているとき
- ②加入者が治療が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返しているとき
- ③加入者が事故であることが判然としない治療を繰り返しているとき
- ④契約者、加入者または死亡共済金受取人が、全労済に対して共済金(いかなる名称であるかを問わないものとします)を支払わせることを目的として、共済金の支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- ⑤その他、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損なわせる

①から④までのいずれかに相当する程度の事由があると認められるとき

※終身生命プランは共済期間(契約期間)が終身であるため契約の更新はありません。

⑭ 共済期間(契約期間)の中途で変更する事柄について

共済期間(契約期間)の中途で、掛金の額等を変更する場合があります。この場合には、厚生労働大臣の認可を得て契約者にお知らせします。

《注意喚起情報》

《注意喚起情報》は、ご契約のお申し込みに際して特に注意していただきたい事項を記載しています。

① クーリングオフについて

●契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、加入者の氏名、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、全労済に提出してください。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属団体を通じて全労済へ連絡してください。

詳しくは全労済までお問い合わせください。

(2)初回掛金を金融機関等の口座振替でお支払いいただく場合等

全労済窓口または郵送で申し込み

申込書(質問表)のご提出

確認・審査
(全労済で行います)

加入をお断りする場合

加入をお引き受けする場合
(初回掛金をご指定の口座より振り替えます)

全労済が指定する振替日までにご指定の口座へ払い込みください。受付日(消印日)の翌々月1日が発効日となり、その日から保障が開始します。

※ご指定の口座から初回掛金の振替ができなかつたときは、申し込みはなかったものとなります。全労済が指定する振替日までにご指定の口座へ払い込みください。

② 加入申込書(申込書)および質問表の記入について

(1)申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。加入になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。

(2)申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者(契約者)に通知します。

(3)契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。

申込書に申込日(告知日)の記入がなかった場合は、加入申込書の受付方法に応じて以下の日付を申込日(告知日)とします。

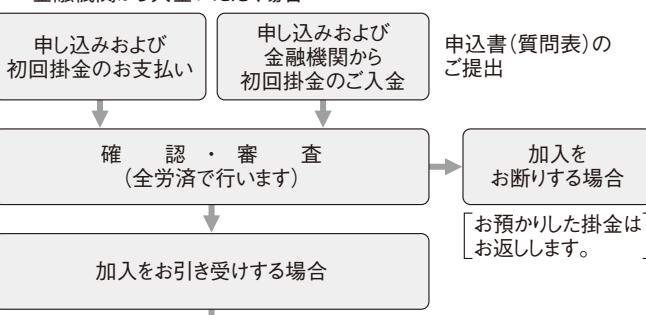
- ①全労済窓口:全労済の窓口受付日
- ②金融機関窓口:金融機関の窓口受付日
- ③郵送:消印日

金融機関の窓口受付日または消印日が判読不明の場合は、全労済受付日を申込日(告知日)として取り扱います。

③ 契約の成立と効力の発生について

●全労済が加入の申し込みを承諾したときは、申込日に契約が成立したものとみなします。お申し込みから保障の開始(契約の効力の発生)までは次のとおりです。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

(1)初回掛金を申し込みと同時に全労済へお支払いいただく場合、あるいは金融機関から入金いただく場合



初回掛金をお支払いいただいた日(お申し込みと同時の場合はお申し込みの日、金融機関からの入金の場合は入金日*)の翌日を発効日とし、発効日の午前零時から保障を開始します。

*告知を含む申込書類のご提出が入金日より遅くなった場合は、告知を含む申込書類の受付日の翌日が発効日となりますのでご注意ください。

※初回掛金は、申込日からその日を含めて1ヶ月以内に、全労済窓口あるいは最寄りの金融機関から払い込みください。申込日から1ヶ月を過ぎると、契約が不成立となり、再度お申し込みいただくことになります。

④ 掛金の払込猶予期間と契約の失効について

●2回目以後の掛金の払い込みについては、払込期日の翌日から3ヶ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は次のとき効力を失い、消滅します。

この場合、その旨を契約者に通知いたします。

(1)発効日が月の1日である契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時

(2)発効日が月の1日でない契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効応当日の午前零時

●失効した場合は、解約返戻金相当額(すえ置き割り戻し金がある場合は、これを加えた額)から未納掛金を差し引いた額をお支払いします。

⑤ 解約と解約返戻金について

●契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式に解約日を記載のうえご提出ください。

この場合、すえ置き割り戻し金があるときはお返しします。

●契約を解約した場合の解約返戻金は死亡共済金額を限度とします。

⑥ 共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。

詳しくは全労済までお問い合わせください。

⑦ 契約内容に関する届け出について(住所等の変更)

●契約者は次の場合、全労済へご連絡ください。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属団体を通じて全労済へ連絡してください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

- (1)契約者または加入者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む)
- (2)契約者の住所を変更したとき
- (3)続柄が変更となったとき
- (4)海外に長期滞在することになったとき

⑧共済金をお支払いできない主な場合

- (1) 告知義務違反があったとき(加入申込書や質問表への回答に事実でないことを記載したり事実を記載しなかったとき)
 - (2) 加入者がP1契約概要「②被共済者(加入者)になることができる方」の範囲外であったとき
 - (3) 加入金額が限度を超過していたとき
 - (4) 発効日から1年以内の自殺または自殺行為によるとき
 - (5) 加入者、契約者または共済金受取人の故意または犯罪行為によるとき
 - (6) 加入者の薬物依存、無免許運転、酒気帯び運転、精神障がい、泥酔によるとき
 - (7) むち打ち症または腰・背痛で他覚症状がないとき
 - (8) 契約が解除されたとき
 - (9) 契約が無効となったときや詐欺等により取り消されたときなど
- ※ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または疾病を原因として支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。
- ※詳細はご加入後にお届けする「ご契約のしおり」の契約規定を参照いただき、不明な点は全労済にお問い合わせください。

⑨共済金のお支払いなどについて

P6「共済金のお支払いなどについて」をご覧ください。

⑩詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が申し込みの際、詐欺、強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

⑪共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。

※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

⑫契約の無効について

●次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1) 加入者が発効日にすでに死亡していたとき
 - (2) 加入者が発効日または更新日にP1契約概要「②被共済者(加入者)になることができる方」の範囲外であったとき
 - (3) 契約のお申し込みに際し、加入者の同意を得ていなかったとき
 - (4) 契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
 - (5) 加入限度を超えていた場合は、その超えた部分
- ※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者に返還します。
- ※すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

⑬債権者等による解約および共済金受取人による契約の存続について

債権者等から解約の届出がされた場合であっても、1ヵ月以内に契約者以外の親族または加入者から債権者等に解約返戻金相当額をお支払いすれば契約を継続することができます。なお、その間に支払事由が発生した場合、全労済の定める金額をお支払いし、契約は消滅します。詳しくは全労済までお問い合わせください。

⑭契約の解除について

●次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- (1) 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
 - (2) 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
 - (3) 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められるとき
- *1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです。)、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- *2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められることがあります。
- (4) 他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (5) 前記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、全労済との信頼関係が損なわれ、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき

- (6) 契約者または加入者が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
- ※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合には、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返しません。
※前記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

⑮加入者による契約の解除請求について

加入者が契約者以外である場合、加入者は契約者に対し、契約の解除を求めるることができます。詳しくは全労済までお問い合わせください。

⑯契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

- (1) 加入者が死亡したとき
- (2) 加入者が重度障がいの状態となったとき(重度障害共済金が支払われた場合に限ります)

⑰掛け生命保険料控除について

●共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛け金をお支払いいただいた契約について発行します。生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛け金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者※その他親族である共済契約」となりますのでご注意ください。

※内縁関係にある方は対象となりません。

⑯個人情報保護に関する事項

全労済は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

●所属団体について

所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。

●医療機関等について

全労済は、共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関・当事者等の関係先に提供することができます。

●再共済(再保険)について

全労済は、再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することができます。

●契約等の情報交換について

全労済は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社に対して、本契約に関する個人情報を提供することができます。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は全労済ホームページ(<http://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

納税義務国・居住地国の確認について

加入時、共済金・満期共済金・解約返戻金の請求時、海外渡航届の提出時などに、納税義務国の確認をさせていただく場合があります。

団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます。)を通じて加入される場合、契約等にかかる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。全労済は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

信用リスクに関する事項

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください)。

共済金のお支払いなどについて

以下は共済金のお支払いなどの概要を記したものです。

詳細については後日お届けする「ご契約のしおり」および「共済証書」をご確認ください。また、ご不明の点は全労済にお問い合わせください。

①新せいめい共済 定期生命プラン

(1)共済金のお支払いおよび免責事由について

共済金の種類	共済金等を支払う場合(支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)
死亡共済金 および 重度障害共済金 (基本契約)	次のいずれかに該当したとき (1)死亡共済金 加入者が共済期間(契約期間)中に死亡したとき (2)重度障害共済金 発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として重度障がいとなったとき	死亡・重度障害 共済金額 (100万円～ 3,000万円)	次のいずれかに該当したとき (1)死亡共済金 (ア)加入者が基本契約の発効日または更新日から1年以内に自殺したとき (イ)加入者の犯罪行為により死亡したとき (ウ)共済金受取人が故意に加入者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 (エ)契約者が故意に加入者を死亡させたとき(契約者と加入者が同一人である場合を除きます) (2)重度障害共済金 (ア)加入者が基本契約の発効日または更新日から1年以内に自殺行為により重度障がいとなったとき (イ)加入者の故意(自殺行為を除きます)により重度障がいとなったとき (ウ)加入者の犯罪行為により重度障がいとなったとき (エ)契約者が故意に加入者を重度障がいさせたとき(契約者と加入者が同一人である場合を除きます) (オ)重度障害共済金を支払う前に死亡共済金(当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません)の支払請求を受けたとき (カ)死亡共済金支払後に重度障害共済金(当該死亡共済金の支払いの原因となった傷病との因果関係を問いません)の支払請求を受けたとき
災害死亡共済金 および 障害共済金 (災害特約・ 災害死亡特約)	次のいずれかに該当したとき (1)災害死亡共済金 加入者が共済期間(契約期間)中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間(契約期間)中に死亡したとき (2)障害共済金 加入者が共済期間(契約期間)中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間(契約期間)中に重度障がいの状態になったとき ※基本契約の死亡共済金または重度障害共済金に追加してお支払いします。	災害特約共済金額 または 災害死亡特約 共済金額 (100万円～ 3,000万円)	次のいずれかに該当したとき (ア)契約者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 (イ)加入者の故意または重大な過失 (ウ)加入者の犯罪行為 (エ)加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (オ)加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (カ)加入者の精神障がいまたは泥酔 (キ)加入者の疾病に起因して生じた事故 (ク)障害共済金(重度障がいの場合)を支払う前に災害死亡共済金の支払請求を受けたとき (ケ)災害死亡共済金の支払後に障害共済金(重度障がいの場合)の支払請求を受けたとき (コ)原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの
障害共済金 (災害特約)	加入者が共済期間(契約期間)中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間(契約期間)中に全労済所定の身体障がいの状態(重度障がいにいたらない障がいの状態)になったとき	災害特約共済金額に 障がいの程度に応じて 全労済所定の支払割合(4%から90%まで)を 乗じた金額	

(2)同一の不慮の事故等による災害死亡共済金および障害共済金の支払額は、通算して災害特約共済金額を限度とします。

(3)発効日または更新日前に全労済がすでに重度障害共済金(全労済が実施する他の事業規約による重度障害共済金および終身介護プラン・こくみん共済終身介護サポートの生活支援共済金を含みます)を支払っていた場合で、その支払いの原因となった傷病または障がいによるときは、(1)の支払事由に該当しても共済金*を支払いません。

*累加死亡共済金および累加重度障害共済金についても同様です。

(※)不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。例えば、自動車事故、不慮の墜落、火災や火焰による事故、天災などです。

ただし、疾病または体質的な要因を有する加入者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときを除きます。

満期金について

定期生命プランには、死亡共済金額と同額以内で500万円まで満期金を付帯することができます。

満期金は加入者が共済期間(契約期間)満了のときまで生存していた場合にお支払いします。

共済期間(契約期間)中途で加入者が死亡または重度障がいとなった場合には、累加死亡共済金または累加重度障害共済金をお支払いします。

※累加死亡共済金または累加重度障害共済金の額は、満期金をお支払いするために積み立てられた金額です。

※基本契約の死亡共済金または重度障害共済金をお支払いしない場合(免責事由)には、累加死亡共済金または累加重度障害共済金もお支払いしません。

②新せいめい共済 終身生命プラン

(1)共済金のお支払いおよび免責事由について

共済金の種類	共済金等を支払う場合(支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)
死亡共済金 および 重度障害共済金 (基本契約)	次のいずれかに該当したとき (1)死亡共済金 加入者が共済期間(契約期間)中に死亡したとき (2)重度障害共済金 発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として重度障がいとなったとき	死亡・重度障害 共済金額 (200万円～ 2,000万円)	次のいずれかに該当したとき (1)死亡共済金 (ア)加入者が基本契約の発効日から1年以内に自殺したとき (イ)加入者の犯罪行為により死亡したとき (ウ)共済金受取人が故意に加入者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。

			(エ)契約者が故意に加入者を死亡させたとき(契約者と加入者が同一人である場合を除きます) (2)重度障害共済金 (ア)加入者が基本契約の発効日から1年以内に自殺行為により重度障がいとなったとき (イ)加入者の故意(自殺行為を除きます)により重度障がいとなったとき (ウ)加入者の犯罪行為により重度障がいとなったとき (エ)契約者が故意に加入者を重度障がいとさせたとき(契約者と加入者が同一人である場合を除きます) (オ)重度障害共済金を支払う前に死亡共済金(当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません)の支払請求を受けたとき (カ)死亡共済金支払後に重度障害共済金(当該死亡共済金の支払いの原因となった傷病との因果関係を問いません)の支払請求を受けたとき
災害死亡共済金 および 障害共済金 (災害特約・ 災害死亡特約)	次のいずれかに該当したとき (1)災害死亡共済金 加入者が共済期間(契約期間)中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間(契約期間)中に死亡したとき (2)障害共済金 加入者が共済期間(契約期間)中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間(契約期間)中に重度障がいの状態になったとき ※基本契約の死亡共済金または重度障害共済金に追加してお支払いします。	災害特約共済金額 または 災害死亡特約共済金額 (200万円～ 2,000万円)	次のいずれかに該当したとき (ア)契約者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 (イ)加入者の故意または重大な過失 (ウ)加入者の犯罪行為 (エ)加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (オ)加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (カ)加入者の精神障がいまたは泥酔 (キ)加入者の疾病に起因して生じた事故 (ク)障害共済金(重度障がいの場合)を支払う前に災害死亡共済金の支払請求を受けたとき (ケ)災害死亡共済金の支払後に障害共済金(重度障がいの場合)の支払請求を受けたとき (コ)原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの
障害共済金 (災害特約)	加入者が共済期間(契約期間)中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間(契約期間)中に全労済所定の身体障がいの状態(重度障がいにいたらない障がいの状態)になったとき	災害特約共済金額に 障がいの程度に応じて 全労済所定の支払割合 (4%から90%まで)を 乗じた金額	

- (2)同一の不慮の事故等による災害死亡共済金および障害共済金の支払額は、通算して災害特約共済金額を限度とします。
 (3)発効日前に全労済がすでに重度障害共済金(全労済が実施する他の事業規約による重度障害共済金および終身介護プラン・こくみん共済終身介護サポートの生活支援共済金を含みます)を支払っていた場合で、その支払いの原因となった傷病または障がいによるときは、(1)の支払事由に該当しても共済金を支払いません。
 (※)不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。例えば、自動車事故、不慮の墜落、火災や火焰による事故、天災などです。
 ただし、疾病または体質的な要因を有する加入者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときを除きます。

③新総合医療共済 セット専用プラン

(i)各タイプ共通の共済金

(1)共済金のお支払いおよび免責事由について

共済金の種類	共済金等を支払う場合(支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)
死亡共済金 および 重度障害共済金 (基本契約)	次のいずれかに該当したとき (1)死亡共済金 加入者が共済期間(契約期間)中に死亡したとき (2)重度障害共済金 発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として重度障がいとなったとき	基本契約共済金額 (10万円)	次のいずれかに該当したとき (1)死亡共済金 (ア)加入者が基本契約の発効日または更新日から1年内に自殺したとき (イ)加入者の犯罪行為により死亡したとき (ウ)共済金受取人が故意に加入者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 (エ)契約者が故意に加入者を死亡させたとき(契約者と加入者が同一人である場合を除きます) (2)重度障害共済金 (ア)加入者が基本契約の発効日または更新日から1年内に自殺行為により重度障がいとなったとき (イ)加入者の故意(自殺行為を除きます)により重度障がいとなったとき (ウ)加入者の犯罪行為により重度障がいとなったとき (エ)契約者が故意に加入者を重度障がいとさせたとき(契約者と加入者が同一人である場合を除きます) (オ)重度障害共済金を支払う前に死亡共済金(当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません)の支払請求を受けたとき (カ)死亡共済金支払後に重度障害共済金(当該死亡共済金の支払いの原因となった傷病との因果関係を問いません)の支払請求を受けたとき
病気入院共済金 (疾病医療特約)	加入者が共済期間(契約期間)中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①発効日または更新日以後に発病した疾病的治療を目的とする入院 ②連続して5日以上となる入院	入院共済金日額 ×入院日数	次のいずれかに該当したとき (ア)契約者または加入者の故意または重大な過失 (イ)加入者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病

長期入院見舞金 (疾病医療特約)	加入者が共済期間(契約期間)中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①発効日または更新日以後に発病した疾病的治療を目的とした入院 ②連続して270日以上となる入院	入院共済金日額×60	(ウ)原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの
入院前通院 共済金 および 退院後通院 共済金 (疾病医療特約)	加入者が共済期間(契約期間)中に通院し、次の条件をすべて満たすとき ①加入者が入院し、病気入院共済金が支払われること ②①の入院と同一原因による通院であること ③次に掲げる期間中の通院であること ア.入院前通院共済金においては、入院開始日の前日以前90日の期間(「入院前通院期間」といいます) イ.退院後通院共済金においては、退院日の翌日からその日を含め180日の期間(「退院後通院期間」といいます)	入院共済金日額×0.3×通院日数	
手術共済金 (疾病医療特約)	加入者が全労済所定の手術を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①発効日または更新日以後に発病した疾病的治療を直接の目的とする手術 ②共済期間(契約期間)中に受けた手術	入院共済金日額に全労済所定の支払割合(10倍・20倍・40倍)を乗じた金額	
先進医療費用 共済金 (疾病医療特約)	加入者が、先進医療による療養を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①病気入院共済金の支払われる入院期間中の先進医療による療養 ②病気入院共済金の支払われる入院の原因となった疾病的治療を直接の目的とした先進医療による療養 ③共済期間(契約期間)中の先進医療による療養 ※「療養」とは、診察、薬剤、または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます(以下同じです)。	先進医療による療養を受けるために契約者または加入者が負担した技術料に相当する金額(入院共済金日額の200倍を限度とします)	
災害入院共済金 (災害医療特約)	加入者が共済期間(契約期間)中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①共済期間(契約期間)中に発生した不慮の事故を直接の原因とする入院 ②事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 ③連続して5日以上となる入院	入院共済金日額×入院日数	次のいずれかに該当したとき (ア)契約者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。 (イ)加入者の故意または重大な過失 (ウ)加入者の犯罪行為 (エ)加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (オ)加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (カ)加入者の精神障がいまたは泥酔 (キ)加入者の疾病に起因して生じた事故 (ク)原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの
災害長期入院 見舞金 (災害医療特約)	加入者が共済期間(契約期間)中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①共済期間(契約期間)中に発生した不慮の事故を直接の原因とした入院 ②事故の日からその日を含めて180日以内に開始された入院 ③連続して270日以上となる入院	入院共済金日額×60	
入院前災害 通院共済金 および 退院後災害 通院共済金 (災害医療特約)	加入者が共済期間(契約期間)中に通院し、次の条件をすべて満たすとき ①加入者が入院し、災害入院共済金が支払われること ②①の入院と同一原因による通院であること ③次に掲げる期間中の通院であること ア.入院前災害通院共済金においては、入院開始日の前日以前90日の期間(「入院前災害通院期間」といいます) イ.退院後災害通院共済金においては、退院日の翌日からその日を含め180日の期間(「退院後災害通院期間」といいます)	入院共済金日額×0.3×通院日数	
災害手術共済金 (災害医療特約)	加入者が全労済所定の手術を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①共済期間(契約期間)中に発生した不慮の事故を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術 ②共済期間(契約期間)中に受けた手術	入院共済金日額に全労済所定の支払割合(10倍・20倍・40倍)を乗じた金額	
災害先進医療 費用共済金 (災害医療特約)	加入者が先進医療による療養を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①災害入院共済金の支払われる入院期間中の先進医療による療養 ②災害入院共済金の支払われる入院の直接の原因となった不慮の事故を直接の原因とする治療を目的とした先進医療による療養 ③共済期間(契約期間)中の先進医療による療養	先進医療による療養を受けるために契約者または加入者が負担した技術料に相当する金額(入院共済金日額の200倍を限度とします)	

(※)不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。例えば、自動車事故、不慮の墜落、火災や火焰による事故、天災などです。
ただし、疾病または体質的な要因を有する加入者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときを除きます。

[ご注意]

すでに重度障害共済金を支払っていた場合

発効日前に全労済がすでに重度障害共済金(全労済が実施する他の事業規約による重度障害共済金または生活支援共済金を含みます)を支払っていた場合で、その支払いの原因となった傷病または障がいによるときは、「共済金等を支払う場合(支払事由)」に該当しても共済金*を支払いません。

*三大疾病医療特約、女性疾病医療特約についても同様です。

発効日から2年以上経過した後の入院および手術について

発効日前に発病した疾病的治療を目的とする入院および手術については、それらが発効日からその日を含めて2年以上経過した後に開始された場合には、発効日以後に発病した疾病的治療を目的とするものとみなして扱います。

通院について

上表に該当する通院であっても、次の場合には共済金をお支払いできません。

(ア) 入院共済金(疾病医療特約、災害医療特約、三大疾病医療特約および女性疾病医療特約によるものすべてを含みます)の支払われる入院期間中に通院したとき

- (イ) 在宅ホスピスケア共済金(三大疾病医療特約および女性疾病医療特約)の支払われる在宅終末期医療期間中に通院したとき
また、原因がいかなる場合でも、同一の通院日に複数回通院した場合には、1回分のみをお支払いします。

入院について

病気による入院と不慮の事故による入院が重複する期間については、病気入院共済金または災害入院共済金のいずれかをお支払いします。

【病気による入院・手術等について】

(2) 病気入院共済金について

(ア) 病気入院共済金が支払われる入院日数は、1回の入院について180日を限度とします。

また、全共済期間(契約期間)を通じて病気入院共済金を支払う入院日数は、通算して1,000日を限度とします。

(イ) 加入者が病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。

(3) 長期入院見舞金について

加入者が長期入院見舞金の支払われる入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内にその入院と同一の原因により入院したときは、これらの入院は1回の入院とみなし、その再入院については長期入院見舞金を支払いません。

(4) 入院前通院共済金および退院後通院共済金について

(ア) 入院前通院共済金および退院後通院共済金の支払対象となる通院日数の限度は次のとおりです。

① 入院前通院共済金は1回の入院に対して30日分まで

② 退院後通院共済金は1回の入院に対して60日分まで

③ 入院前通院共済金と退院後通院共済金を合わせて、すべての共済期間(契約期間)を通じて750日分まで

(イ) 加入者が同一の原因により2回以上入院した場合で、これらの入院が(2)の(イ)の規定により1回の入院とみなされる場合は、これらの入院の入院開始日および退院日は次のとおりとします。

① 入院開始日は、最初の入院を開始した日とします。

② 退院日は、病気入院共済金の支払われる最終の日を含む入院の退院日とします。

この場合、最初の入院後の通院は、すべて退院後の通院とみなして退院後通院共済金の支払日数に含めて計算します。

(5) 手術共済金について

加入者が手術共済金の支払事由に該当する2つ以上の手術を同時に受けた場合には、それらの手術のうちもっとも支払割合の高いいずれか1つの手術について、手術共済金を支払います。

(6) 先進医療費用共済金について

加入者について、先進医療の費用が支払われる他の契約がある場合には、全労済の定める計算式によって按分した金額を支払います。この場合、他の契約には、全労済の実施する共済以外の共済、保険を含みます。

【不慮の事故による入院・手術等について】

(7) 災害入院共済金について

(ア) 災害入院共済金が支払われる入院日数は、1回の入院について180日を限度とします。

また、全共済期間(契約期間)を通じて災害入院共済金を支払う入院日数は、通算して1,000日を限度とします。

(イ) 加入者が、災害入院共済金が支払われる入院をしたのに、同一の不慮の事故を直接の原因として再入院した場合には、当該再入院が事故の日からその日を含めて180日以内に開始されたときに限り、1回の入院とみなします。

(8) 灾害長期入院見舞金

災害長期入院見舞金の支払われる入院期間中に、加入者がその入院の原因となった不慮の事故と異なる新たな不慮の事故を直接の原因として入院を開始した場合には、当初の入院の原因となった不慮の事故についてのみ災害長期入院見舞金を支払い、新たに発生した不慮の事故による入院については災害長期入院見舞金を支払いません。

(9) 入院前灾害通院共済金および退院後灾害通院共済金

(ア) 入院前灾害通院共済金および退院後灾害通院共済金の支払対象となる通院日数の限度は次のとおりです。

① 入院前灾害通院共済金は1回の入院に対して30日分まで

② 退院後灾害通院共済金は1回の入院に対して60日分まで

③ 入院前灾害通院共済金と退院後灾害通院共済金を合わせて、すべての共済期間(契約期間)を通じて750日分まで

(イ) 加入者が同一の原因により2回以上入院した場合で、これらの入院が1回の入院とみなされる場合は、これらの入院の入院開始日および退院日は次のとおりとします。

① 入院開始日は最初の入院を開始した日とします。

② 退院日は災害入院共済金の支払われる最終の日を含む入院の退院日とします。

この場合、最初の入院後の通院は、すべて退院後の通院とみなして退院後灾害通院共済金の支払日数に含めて計算します。

(10) 災害手術共済金について

加入者が災害手術共済金の支払事由に該当する2つ以上の手術を同時に受けた場合には、それらの手術のうちもっとも支払割合の高いいずれか1つの手術について、災害手術共済金を支払います。

(11) 灾害先進医療費用共済金

加入者について、先進医療の費用が支払われる他の契約がある場合には、全労済の定める計算式によって按分した金額を支払います。この場合、他の契約には、全労済の実施する共済以外の共済、保険を含みます。

(ii) 三大疾病プラスタイプ(三大疾病医療特約)の共済金

三大疾病プラスタイプでは、次のとおり三大疾病医療特約の共済金をお支払いします。

(1) 共済金のお支払いおよび免責事由について

「(i) 各タイプ共通の共済金」に加え、次の共済金をお支払いします。

共済金の種類	共済金等を支払う場合(支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)
診断共済金	(ア)急性心筋梗塞診断共済金 加入者が共済期間(契約期間)中(発効日または更新日以後)に急性心筋梗塞を発病し、 その疾病によりはじめて医師の診察を受けた日からその日を含め60日以上、労働の制限を 必要とする状態が継続したと医師によって 診断されたとき (イ)脳卒中診断共済金 加入者が共済期間(契約期間)中(発効日または更新日以後)に脳卒中を発病し、 その疾 病によりはじめて医師の診察を受けた日から その日を含め60日以上、言語障がい、運動失 調および麻痺等の他覚的な神経学的後遺 症が継続したと医師によって診断されたとき (ウ)悪性新生物診断共済金 加入者が共済期間(契約期間)中かつ発効 日または更新日から起算して91日目以後に 悪性新生物に生じて罹患し、医師ま たは歯科医師によって病理組織学的所見 により診断確定されたとき	三大疾病医療特約 共済金額 ×100 (急性心筋梗塞診断共 済金・脳卒中診断共済 金・悪性新生物診断共 済金とも加入者の生涯 にわたり1回のみの支 払い)	次のいずれかに該当したとき (ア)契約者または加入者の故意または重大な過失 (イ)加入者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生 じた疾病
	(エ)上皮内新生物等診断共済金 加入者が共済期間(契約期間)中かつ 発効日または更新日から起算して91日目 以後に上皮内新生物等に罹患し、医師 または歯科医師によって病理組織学的 所見により診断確定されたとき	三大疾病医療特約 共済金額 ×10 (加入者の生涯にわたり 10回の支払いが限度 です)	
三大疾病 入院共済金	加入者が共済期間(契約期間)中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①発効日または更新日以後に発病した三大疾 病の治療を目的とする入院(その三大疾病 が悪性新生物または上皮内新生物等である 場合は発効日または更新日から起算して31 日目以後に発病した三大疾病的治療を目的 とする入院) ②1日以上となる入院	三大疾病医療特約 共済金額 ×入院日数	
三大疾病 退院共済金	加入者が三大疾病入院共済金が支払われる 入院をし、その入院が連続して20日以上と なった後に生存して退院したとき	三大疾病医療特約 共済金額×10 (1回の入院につき1回 限り支払います)	
三大疾病 手術共済金	加入者が全労済所定の手術を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①発効日または更新日以後に発病した三大 疾病的治療を直接の目的とする手術(その 三大疾病が悪性新生物または上皮内新 生物等である場合は発効日または更新日から 起算して31日目以後に発病した三大疾病的 治療を直接の目的とする手術) ②共済期間(契約期間)中に受けた手術	三大疾病医療特約 共済金額に全労済所定 の支払割合(10倍・20倍・ 40倍)を乗じた金額	
在宅 ホスピスケア 共済金	加入者が共済期間(契約期間)中に、発効日ま たは更新日から起算して31日目以後に発病し た悪性新生物を直接の原因として余命が6ヶ月 以内と診断され、在宅終末期医療を受けたとき	三大疾病医療特約 共済金額 ×在宅終末期医療を受 けた日数	

(2)上皮内新生物等診断共済金

上皮内新生物等診断共済金が支払われることとなった診断確定日からその日を含めて2年以内に再度上皮内新生物等診断共済金の支払事由に該当した場合は、上皮内新生物等診断共済金を支払いません。

(3)三大疾病入院共済金

(ア)三大疾病入院共済金が支払われる入院日数は、契約を更新または更改した場合を含め、全共済期間(契約期間)を通じて1,000日を限度とします。
ただし、悪性新生物および上皮内新生物等を原因とする三大疾病入院共済金には、共済期間(契約期間)を通じての限度はありません。

(イ)加入者が三大疾病入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。

(4)三大疾病退院共済金

加入者が三大疾病入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。

(5)三大疾病手術共済金

加入者が、三大疾病手術共済金の支払事由に該当する2つ以上の手術を同時に受けた場合には、それらの手術のうちもっとも支払割合の高いいずれか1つの手術について、三大疾病手術共済金を支払います。

(6)在宅ホスピスケア共済金

在宅ホスピスケア共済金が支払われる在宅終末期医療を受けた日数は、180日を限度とします。

(iii)女性疾病プラスタイプ(女性疾病医療特約)の共済金

女性疾病プラスタイプでは、次のとおり女性疾病医療特約の共済金をお支払いします。

(1)共済金のお支払いおよび免責事由について

「(i) 各タイプ共通の共済金」に加え、次の共済金をお支払いします。

共済金の種類	共済金等を支払う場合(支払事由)	共済金の額	支払事由に該当しても共済金等を支払わない場合(免責事由)
診断共済金	(ア)女性悪性新生物診断共済金 加入者が共済期間(契約期間)中かつ 発効日または更新日から起算して91日目 以後に悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき	女性疾病医療特約 共済金額×200 (加入者の生涯にわたり 1回のみの支払い)	次のいずれかに該当したとき (ア)契約者または加入者の故意または重大な過失 (イ)加入者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病
	(イ)女性上皮内新生物等診断共済金 加入者が共済期間(契約期間)中かつ 発効日または更新日から起算して91日目 以後に上皮内新生物等に罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき	女性疾病医療特約 共済金額×20 (加入者の生涯にわたり 10回の支払いが限度です)	
女性がん入院共済金	加入者が共済期間(契約期間)中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物または上皮内新生物等の治療を目的とする入院 ②1日以上となる入院	女性疾病医療特約 共済金額 ×入院日数	
女性疾病入院共済金	加入者が共済期間(契約期間)中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①発効日または更新日以後に発病した女性疾病の治療を目的とする入院 ②病気入院共済金が支払われる入院	女性疾病医療特約 共済金額 ×病気入院共済金が支払われる入院日数	
女性疾病退院共済金	加入者が女性がん入院共済金または女性疾病人院共済金が支払われる入院をし、その入院が連続して20日以上となった後に生存して退院したとき	女性疾病医療特約 共済金額×10 (1回の入院につき1回限り支払います)	
女性在宅ホスピスケア共済金	加入者が共済期間(契約期間)中に、女性疾病医療特約の発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として余命が6ヶ月以内と診断され、在宅終末期医療を受けたとき	女性疾病医療特約 共済金額 ×在宅終末期医療を受けた日数	

(2)女性上皮内新生物等診断共済金

女性上皮内新生物等診断共済金が支払われることとなった診断確定日からその日を含めて2年以内に再度女性上皮内新生物等診断共済金の支払事由に該当した場合は、女性上皮内新生物等診断共済金を支払いません。

(3)女性がん入院共済金

加入者が女性がん入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は1回の入院とみなします。

(4)女性疾病入院共済金

(ア)全労済は、病気入院共済金が支払われない場合には、女性疾病入院共済金を支払いません。

(イ)加入者が女性疾病入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、女性疾病入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とします。

(5)女性疾病退院共済金

女性疾病退院共済金は、女性疾病入院共済金または女性がん入院共済金の支払いがあること(いずれも連続20日以上の入院)が支払要件であり、これらの1入院に対し1回限りの支払いとなります。この1入院の考え方方は次のとおりです。加入者が、女性がん入院共済金または、女性疾病入院共済金の支払われる入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院を1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、女性疾病入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とします。

(6)女性在宅ホスピスケア共済金

女性在宅ホスピスケア共済金が支払われる在宅終末期医療を受けた日数は、180日を限度とします。

組合員について

1.組合員の資格

- (1)この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することができる者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2.届出の義務

- 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3.自由脱退

- (1)組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2)この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3)前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。

(4)第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4.法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1)組合員たる资格の喪失 (2)死亡 (3)除名

5.除名

- (1)この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができます。
 - ①3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2)前項の場合において、この組合は、総代会に会員の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1.苦情のお申し出先について

全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。
苦情は、受付専用窓口の「全労済 お客様相談室」へご相談ください。なお、全労済ホームページでも受け付けております。

◆全労済 お客様相談室

専用フリーダイヤル 0120-603-180 • 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く) • ホームページ <http://www.zenrosai.coop>

2.裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出について、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。
共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は、「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律(ADR促進法)」にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 • 電話 03-5368-5757 • 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかるものはお取り扱いしておりません。